

⚠ 維持管理は適正に!

近年、全国各地で太陽光発電施設に関する事故等が相次いで発生しています。

事業者のみなさまには、事故発生の防止及び周辺環境の保全に支障が生じないよう、太陽光発電事業を安定的に運営するため、施設等について常時安全かつ良好な状態を維持するようお願いいたします。



事故に関する情報や再発防止策

独立行政法人製品評価技術基盤機構 (nite) が、事故の事例や再発防止策を集約・公開していますので、所有施設の適正な維持管理にご活用ください。

nite検索サイトは、こちらの仙台市ホームページからアクセスできます▶



よくある質問と回答

Q. 売電はせず、自家消費する太陽光発電施設は対象?

A. 電気の利用形態は問わず、出力20kw以上で地上に設置する施設が対象となります。FIT認定を受けているかどうか、電気を売却しているか、自家消費しているか等は判断の基準になりません。

Q. 設置しようとしている区域が、設置規制区域かどうか調べたい。

A. 仙台市ホームページに、各区域の担当部署及び確認方法を掲載していますので、ご自身でご確認をお願いします。

Q. 設置規制区域外の既存施設であれば、手続は必要ない?

A. 事業計画変更時・地位承継時・事業を廃止する時には手続が必要です。なお、施設の運用にあたっては、適正な維持管理の徹底をお願いします。

Q. 設置規制区域内の場合、申請してから許可までどの程度の期間が必要?

A. 許可申請から許可・不許可の判断までおおよそ60日間程度(閉庁日等を除く。)かかります。なお、事前相談段階においても、個別の事案の状況や計画内容、関係法令の手続等の状況により時間がかかる場合がありますので、早めにご相談いただきますようお願いいたします。

Q. 自宅や会社の屋根に太陽光パネルを設置し、集電箱・PCS・受変電設備などの関連付帯設備を地上に設置する場合、許可や届出が必要?

A. 関連付帯設備を地上に設置する場合でも、太陽光パネルをすべて建築物の屋根や屋上等に設置する場合は本条例の対象外です。なお、「建築物の屋根や屋上等」には、カーポートも含まれます。

Q. 住民説明の範囲は?

A. 説明すべき周辺地域、関係者の範囲は、施設の規模や設置場所の地域特性等によって異なることが想定されますので、事業計画ごとにご相談いただきますようお願いいたします。

その他については、仙台市ホームページ(説明会での質問及び回答)をご覧ください。

条例に関するお問い合わせ・各種書類の提出先

仙台市環境局環境部環境企画課

〒980-8671 仙台市青葉区二日町6-12 二日町第二仮庁舎 (MSビル二日町) 4階

TEL 022-214-8219(直通) FAX 022-214-0580

E-mail taiyoko-jorei@city.sendai.jp

仙台市ホームページはこちら▶



仙台市太陽光発電事業の健全かつ 適正な導入、運用等の促進に関する条例 (令和5年10月1日施行)

発電事業者の
みなさま!

地球温暖化対策は世界的に喫緊の課題であり、脱炭素社会に向けて、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの積極的な導入が求められています。本市では、自然環境及び市民の安全・安心な生活環境と調和した、地域と共生する太陽光発電事業の普及促進を図るため、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃棄等の手続きを定めた本条例を制定しました。

仙台市内に出力20kW以上の 太陽光発電施設を設置する場合は、 市長の許可又は届出が必要です。

(建築物の屋根や屋上等に設置するものを除く)

設置規制区域

区域内に設置

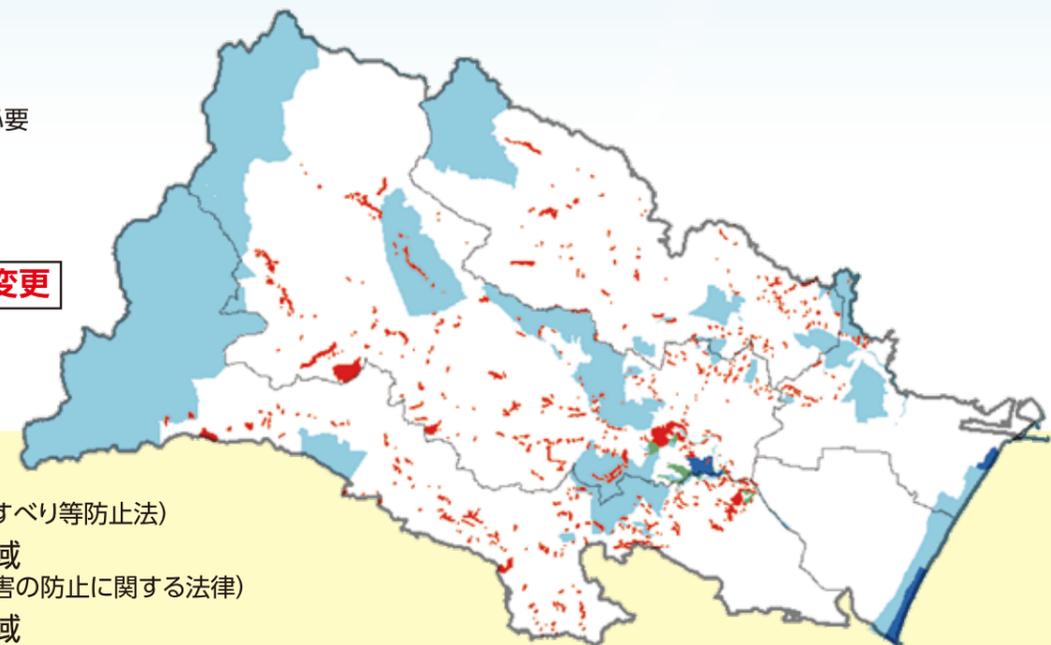
→工事着手前に市長の許可が必要

区域外に設置

→工事着手前に届出が必要

区域内・区域外で事業等の変更

→変更をしようとするときは
市長の許可又は届出が必要



【凡例】

- 地すべり防止区域(地すべり等防止法)
- 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)
- 土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)
- 砂防指定地(宮城県「砂防指定地等管理条例」)
- 狩猟鳥獣(イノシシを除く)の捕獲等を禁止し、又は捕獲等の数を制限する区域のうち市街化区域を除く区域(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)
- 鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)
- 特別保護地区(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)
- 特別環境保全区域(仙台市「広瀬川の清流を守る条例施行規則」)

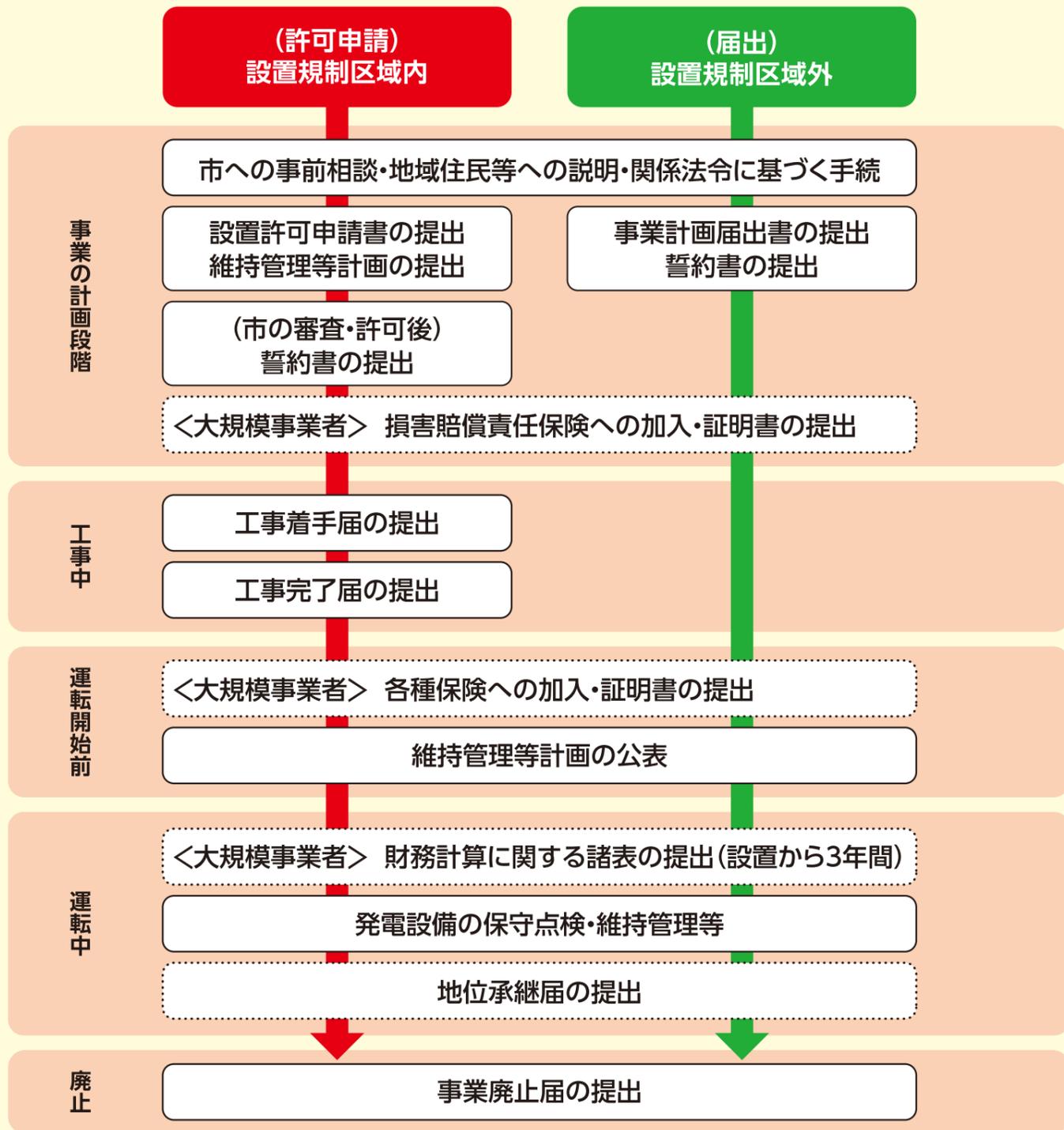
設置規制区域の確認はこちら▶



仙台市

新規施設※

必ず行う手続 必要に応じて行う手続
 ※令和5年10月1日以降に設置の工事に着手する太陽光発電施設



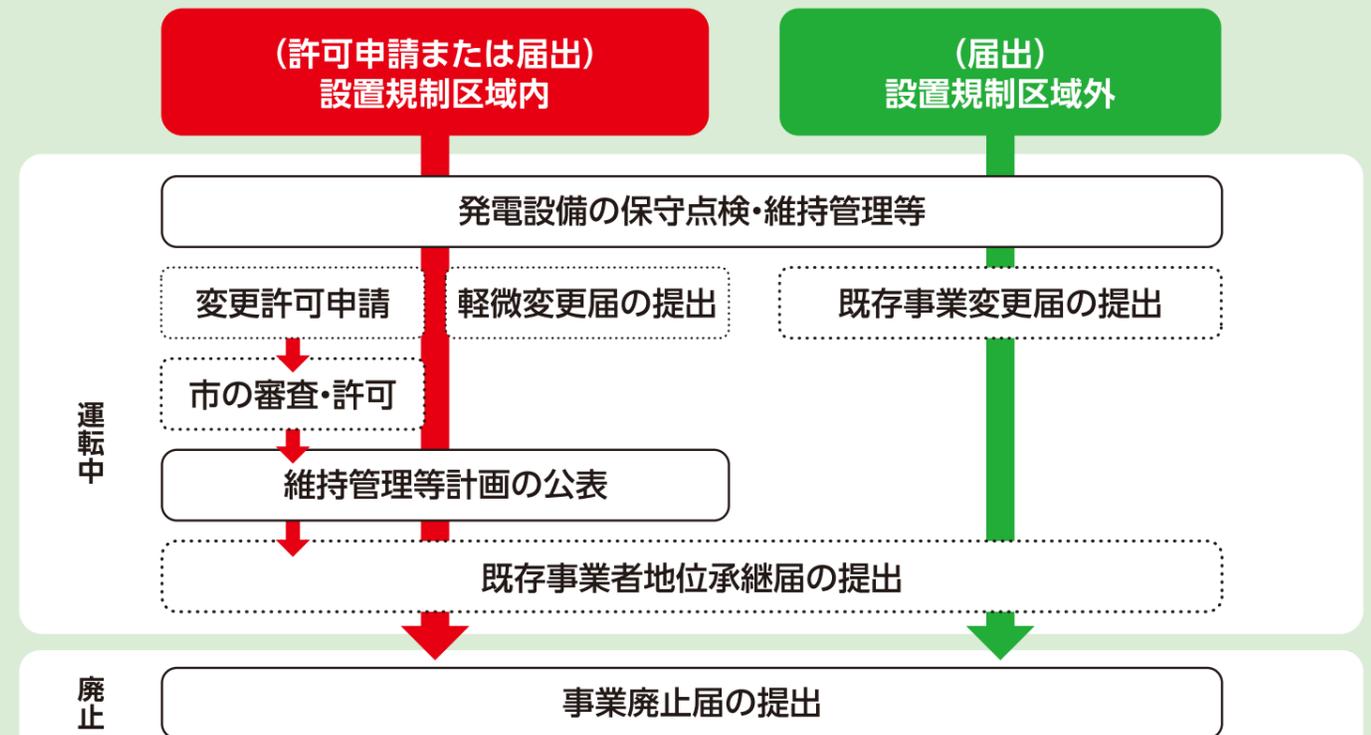
※主な手続を記載しています。これら以外にも届出等が必要になる場合がありますので、詳細については仙台市ホームページをご確認ください。
 ※大規模事業者とは、出力1,000kw以上の太陽光発電事業者をいいます。

▶ 新規施設の義務

- 地域住民等への説明
- 工事着手前の設置許可申請書又は事業計画届出書の提出
- 誓約書の提出
- 財務計算に関する諸表の提出(設置から3年間) ※大規模事業者のみ

既存施設※

必ず行う手続 必要に応じて行う手続
 ※令和5年10月1日より前に設置の工事に着手した太陽光発電施設



※主な手続を記載しています。これら以外にも届出等が必要になる場合がありますので、詳細については仙台市ホームページをご確認ください。

▶ 新規施設及び既存施設に共通する義務

- 適正な維持管理の徹底
太陽光発電施設は、土砂災害その他の災害の発生を防止するとともに、環境保全上の支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態が維持されている必要があります。
- 維持管理等計画の作成と公表 ※既存施設(区域外)は努力義務
太陽光発電事業者は、維持管理等計画を作成し、当該計画に従って維持管理を行わなければなりません。また、インターネット、その他の方法により公表しなければなりません。
- 大規模事業者の保険加入 ※既存施設は努力義務
大規模事業者(出力1,000kw以上)の場合は、各種保険への加入が必要です。
- 事業計画の変更・事業の承継の手続
事業計画を変更しようとするときは、変更許可申請又は変更届の提出を行う必要があります。また、事業の譲渡等により事業者が変更となった場合、地位承継届の提出等を行う必要があります。
- 事業廃止時における手続及び廃棄物の適正な処理等
事業廃止届の提出のほか、使用済みとなる太陽光発電施設のリユース・リサイクルに努め、関係法令に基づき適切に廃棄しなければなりません。

▶ 条例に違反した場合

条例が遵守されない場合は、本市の指導・助言、勧告、命令等を経て、許可の取消や事業者名等の公表、5万円以下の過料の徴収等の罰則が適用される場合があります。
 このことにより、再エネ特措法による事業計画認定(FIT認定)が取り消しになる可能性もありますのでご注意ください。